

文書分類番号	00	09	03	002	永年	起案	平成	年	月	日	決裁	平成	年	月	日
議長	副議長	局長	次長	主査	主査	担当							文書取扱主任		

## 第10回 経済建設常任委員会 会議録

開催年月日	平成20年2月19日(火曜日)	開会 10時00分	閉会 11時34分
開催場所	第三委員会室		
出席委員	山木、清水、中田、山腰、田村、水口	事務局	飯沼事務局長
	委員外議員～窪之内		田湯副主幹
欠席委員	なし		山本主査
説明員	別紙のとおり		
議件	別紙のとおり		
議 事 の 概 要	1. 所管からの報告事項について		
	次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い、報告済みとした。		
	(1) 平成19年度下水道事業特別会計補正予算(第2号)について		
	(2) 市道路線の認定及び廃止について		
	(3) 専決処分について		
	・降雪状況について		
	(4) 平成19年度一般会計補正予算について		
	(5) 平成19年度一般会計補正予算について		
	(6) 滝川市経済部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例の制定について		
	・公の施設の指定について		
	(7) 滝川市丸加高原健康の郷条例及び滝川ふれ愛の里条例の一部を改正する条例について		
	(8) 滝川市商工業振興条例の一部を改正する条例について		
	(9) 中心市街地活性化基本計画について		
	(10) 「滝の川地域の振興をはかる会」の設立について		
2. 第1回定例会以降の調査事項について			
別紙調査項目のとおりとすることに決定した。			
3. その他について			
なし			
4. 次回委員会の日程について			
正副委員長に一任することとした。			
上記記載のとおり相違ない。 経済建設常任委員長 山木 昇 印			

平成20年2月18日

滝川市議会議長 中 田 翼 様

滝川市長 田 村 弘

経済建設常任委員会への説明員の出席について

平成20年2月7日付け滝議第192号で通知のありました経済建設常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願いいたします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願いいたします。

記

滝川市長の委任を受けた者

経済部長	中 嶋 康 雄
経済部参事	江 上 充 明
経済部商工労働課長（観光室長事務取扱）	吉 井 裕 視
経済部商工労働課主幹・農政課主幹	野 澤 秀 徳
経済部商工労働課元気タウン推進室長	千 田 史 朗
経済部商工労働課地域振興室長	長 瀬 文 敬
経済部商工労働課地域振興室主査	<del>諏 佐 孝</del>
経済部商工労働課観光室主査	前 田 昌 敏
経済部農政課長	多 田 幸 秀
経済部農政課副主幹	北 野 清 隆
経済部農政課副主幹	鎌 塚 忠 夫
経済部農政課主任主事	宮 下 裕 二
建設部長	岡 部 豊
建設部都市計画課下水道室長	千 葉 強
建設部都市計画課下水道室主査	上 田 博 文
建設部都市計画課下水道室主査	尾 崎 敦
建設部土木課長	大 平 正 一
建設部土木課副主幹	<del>平 山 雅 彦</del>
建設部土木課副主幹	川 本 滋
建設部建築住宅課長	三 谷 文 彰
建設部建築住宅課主査	三 吉 修 司

(総務部総務課総務グループ)

## 第 10 回 経済建設常任委員会

H20.2.19(火)10:00～  
第三委員会室

○開 会

○委員長挨拶（委員動静）

### 1. 所管からの報告事項について

《建設部》

- |                                  |      |       |
|----------------------------------|------|-------|
| (1) 平成19年度下水道事業特別会計補正予算（第2号）について | (資料) | 都市計画課 |
| (2) 市道路線の認定及び廃止について              | (資料) | 土木課   |
| (3) 専決処分について                     | (資料) | 建築住宅課 |

《経済部》

- |   |      |       |
|---|------|-------|
| (4) 平成19年度一般会計補正予算について                          | (資料) | 農政課   |
| (5) 平成19年度一般会計補正予算について                          | (資料) | 商工労働課 |
| (6) 滝川市経済部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例の制定について | (資料) | 商工労働課 |
| (7) 滝川市丸加高原健康の郷条例及び滝川ふれ愛の里条例の一部を改正する条例について      | (資料) | 商工労働課 |
| (8) 滝川市商工業振興条例の一部を改正する条例について                    | (資料) | 商工労働課 |
| (9) 中心市街地活性化基本計画について                            | (口頭) | 商工労働課 |
| (10) 「滝の川地域の振興をはかる会」の設立について                     | (口頭) | 商工労働課 |

### 2. 第1回定例会以降の調査事項について～別紙

### 3. その他について

### 4. 次回委員会の日程について

○閉 会

## 第10回 経済建設常任委員会

H20.2.19(火)10:00～

第三委員会室

開 会 10:00

### 委員動静報告

委員 長

全員出席。委員外議員～窪之内議員。空知新聞社の傍聴を許可。

本日の予定として、午前中に報告事項の審議を終わらせ、午後からは視察をする。よろしくお願ひしたい。

#### 1. 所管からの報告事項について

##### (1) 平成19年度滝川市下水道事業特別会計補正予算(第2号)について

委員 長

(1)について報告を願う。

千葉室長

(別紙資料に基づき説明する。)

委員 長

説明が終わった。質疑はあるか。

副委員長

① 下水道の広域部分については報告されることもないので、赤平の流下対策であるが、市内の流下対策は当面行われる予定があるのか。

② 債務負担行為で行われている下水道工事で、一般会計と特別会計の分担は汚水の部分と雨水の部分予算化する場合にどう案分しているのか。

千葉室長

① 硫化水素については物理的なものだが、石狩川は82キロほど完成していて、通常流下していく部分には、温度もあるので当然腐敗して硫化水素が発生する。流域の幹線道が長い場合は硫化水素対策は幹線で3年前からやっている。ポンプ場の部分についても、学問的にいうと圧送管でポンプ場から送るが、管の中が完全に真空状態で酸素の入っていない状態で圧送すると次のマンホールで開放になって酸素と混じり合っ、その時点で硫化水素が発生するというので、これをやることは赤平第二中継所で酸素を注入して送るということである。滝川に200キロの幹線があるが、だいたい江部乙町から持ってきている管も硫化水素が発生している状態では全くないので、今のところ硫化水素で弊害が出ているというのは滝川市の幹線ではない。

② 雨水と汚水については、下水道が入った部分にかかわっては、汚水私費、雨水公費という基本的な考え方があって、雨水にかかわっては公費負担、汚水は使用料をいただくという基本的な考えでやっている。それが答えになっているかどうか分からないが、雨水にかかわっては川ということである。下水道をつくる基本的な考えは雨水公費、汚水私費という原則で建設を行っている。

副委員長

今でもこの合流式でやっているが、普通合流式の場合だと雨水部分を私費で負担すると、合流式だから2つに割れないからこれまでどうやって案分してきたのかということが1つある。

② 分流式についてはよくわかるが工事そのものを2つに分けるといのは何かの基準で分けると思うが、どのような案分の仕方が。

岡部部長

昭和40何年ころからこの付近はやっているが、7対3で分けている。雨水7、汚水3そして7の分を一般会計から雨水処理分として繰り出すシステムでやっている。それが今はちょっと変わってここ一、二年で6対4に変わってきている。雨水が6、汚水が4に維持管理費や整備費になっている。それと、合流改善をやっているが、今入れているのは汚水管で、小さな管なので全部使用料で回収になるという考え方である。今使っている合流管はどうなるのかということ、最終的には、汚水の部分だけ大きくなるので雨水管としてそのまま残して切り

かえをしていく工事である。

副委員長 合流式のときは、7対3で、正確に案分してやっていたのか。  
岡部部长 はい。

副委員長 わかった。

委員長 他に質疑はあるか。(なし)  
(1)について報告済みとする。(2)について説明を願う。

**(2)市道路線の認定及び廃止について**  
(別紙資料に基づき説明する。)

大平課長 説明が終わった。質疑はあるか。  
委員長 東滝川の荒山線の道道はどこまでなのか。矢印の矢じりのところで道道から市道に変わるの初めて知った。いくらぐらい予算がかかるのか。  
副委員長 予算的にはお金としては一銭もかからない。道々が曲がっていたのを真っすぐに変えた。(図面での説明)

大平課長 他に質疑はあるか。(なし)(2)について報告済みとする。  
委員長 (3)について説明を願う。

**(3)専決処分について**  
(別紙資料に基づき説明する。)

三谷課長 説明が終わった。質疑はあるか。  
委員長 この場合、みんな市営住宅で低家賃というのはわかるが、現実問題として、この人たちが例えば明け渡してとほしいと言った場合、または裁判の場合とか行くところがあるのか。  
田 村 調停で何回か協議して最終的に明け渡して強制執行となれば、その方に考えてもらう。市のほうではそこまではしない。すべて裁判所にゆだねることになる。

三谷課長 ① 年齢は。  
田 村 ② すごく弱い立場の方なのか。  
③ 生活保護を受けているのか、その辺の状況を教えてほしい。

三谷課長 ① 年齢的には40代と50代である。  
② そんなに社会的に弱い立場の方ではない。  
③ 生活保護は受けていない。

委員長 他に質疑はあるか。  
副委員長 これが議案になるとき相手方の名前が出ると思うが、これだけどうして個人の名前を出すのか、悪いことは悪いのだがこれだけ名前が出る。交通事故の場合は、被害者の名前まで出てしまう。建設部は関係ないが、名前を出さないでということは検討されたことがあるか。悪いということであれば、いろいろなことがあるがこれについての個人情報というものはあるか。

岡部部长 交通事故もそうだが、住宅の専決処分も明け渡し請求についても、名前を出しているが、特段そこまで考えたことがなかった。法律的に名前を出さなければ議決の問題でできないということで名前を出しているのかも知れないので、総務課と法的な問題については、検討したいと思う。

委員長 他に質疑はあるか。  
田 村 これは専決処分で名前を出さない専決処分はあり得ない。名前を出さなければだれのために払っているのかわからない。清水議員が名前を出す云々と言うのは国保も含めて、それは見当違いでどんどん出さないといけない。

三谷課長 20歳と言ったが、39歳であったので訂正する。1件目は女性で2件目は男性で

- ある。
- 委員 長 ほかには何かあるか。
- 大平課長 次第にはなかったが、降雪の状況だけ報告したい。副主幹より説明する。
- 川本副主幹 除排雪の状況、降雪の状況について報告させていただきたい。きょう現在降雪量は、6メートル37センチ、積雪は89センチである。過去10年平均と比べると10%程度少ない状況であるが、対前年比では35%増になっている。今シーズンとしては、11月、12月は比較的気温が高めに推移していて、降雪量は昨年より多いが積雪が少ないという状況である。1月、2月は逆に気温が低い状況が続き降雪量も少なかったこともあり比較的よい状態で進んでいたが、先週12日から6日間降雪により1メートル21センチ降った。これによって、昨年並みに近い状況になっている。今後、降雪状況も見ながらパトロールも十分やりながら除排雪作業を進めていきたい。昨年来申請のあった町内会排雪については、おおむね終了して明日以降4町内会を残して進んでいる。先週の降雪によって幹線の排雪はほとんど終了になっていたが、路線を見ながら2月末まで作業を進めていきたい。市内に3カ所ある雪捨て場は、ダイエー前の新町雪捨て場については、許容量近くになっているので、2月末をもって終了し残った2つの雪捨て場で処理していこうと思っている。
- 委員 長 説明が終わった。質疑はあるか。
- 中 田 聞き漏らしたかも知れないが、積雪89センチは去年とはどうか。
- 川本副主幹 昨年と比べると65%ほどふえている。去年は53センチである。
- 中 田 除雪費との関係では、積雪89センチくらいである場合は、降雪はすべて除雪費とリンクするわけか、それとも積雪もある程度つかなければ逆に除排雪費が少ないということになるのか。
- 大平課長 降雪量が多ければ当然除雪の回数も多くなる。除雪というのは、風が吹いても出るし、今年は吹雪は少なかったが風で路線が埋まるときも出るので、暖気の状態でザクザクになれば多くなるというように状況でかなり変化するので、一概にはすべて数値とリンクするわけではない。
- 委員 長 他に質疑はあるか。
- 窪之内委員外議員 ① 先日の降る前の状況で見れば、排雪は例年より少なく推移していたかと思うと業者が大変だと思うが降る前の時点での排雪の回数とか、前年と比較してどうだったのか。
- ② 現在こうして降ったので、あと3月だけなので費用の見込み的なことも出してほしい。
- 大平課長 ①② 先日の大雪前の状況と昨年度の状況では、昨年度は雪が少なかったので同程度だった。昨年は除雪費として1億円近く不用であったが、今の状況を見ると12月、1月が非常にいい状況だったので、大体7,000万円くらいは排雪の部分で予定していたより少なく済んでいる。2月は排雪も順調に進んでいると思っている計画時間よりも早く終わっている状況から予算的にはかなりの不用残が出るものと思われる。
- 委員 長 他に質疑はあるか。(なし)
- (3)と降雪状況について報告済みとする。
- 先ほど申し上げたが(4)から(8)まで、議案関連となっているのでよろしくお願ひする。(4)について説明を願う。
- (4)平成19年度一般会計補正予算について**

- 多田課長 (別紙資料に基づき説明する。)
- 委員長 説明が終わった。質疑はあるか。
- 副委員長 ① 穀物遠赤外線乾燥機、これは事業費から補正を引くと3,000万円、1台当たり100数万円かかるが、これは全額対象農家持ちなのか。
- ② 公団分集林事業これは事業実施はいつからいつなのか。あわせて、地球温暖化対策としてという書き方をされているが、森林にかかわっては、たとえば私有林での同じような造林、保育、間伐等に対する制度が新たにできているのかどうか伺いたい。
- 多田課長 ① 江部乙町水稻採取組合の補助残であるが、水稻採取組合で5つの班ができており、班ごとに負担をする。農家の負担になる。
- ② 公団分集林事業は、4月から10月末までが、今年度の事業となっている。今回この温暖化事業に伴って何とか緑資源機構でも、保育事業を拡大していきたいということで取り組んできたところであるが、人力的な問題等もあり、補正段階での事業ができなかったという面がある。私有林の関係では、公団分集林事業としては、私有林のほうについては新たな事業は出てきていないと聞いている。
- 江上参事 市有林については、公団分集林事業でやっているし、私有林については、公的分集造林で、北海道と事業主体である土地のほうと、分集割合を設けて樹種によって年数が違うが6対4で、私有林については公的分集造林で、公団も同じく分集割合が60%が市で公団が40%で昭和8年から公団については契約をして最大85年間の契約をして進めてきている。
- 副委員長 ① 制度を知らないで質問しているのを、お許し願いたい、受託事業といっても市の持ち分60%だということで理解していいのか。
- ② 人員が整わないことで事業をしなかったとのことだが、この景気の悪中でなぜ事業ができなかったのかよくわからないが詳しく説明してもらいたい。
- 多田課長 この事業の費用は、100%公団からの事業という流れになっている。今回補正になったのは、全道で16億7,000万円が追加になったということで緑資源機構から、何とか地域の中でも事業を取り組んでいきたいといった話があったが、滝川の豪雪の状況や全道的なスケジュールの中で、あるいは先ほど若干話したが緑資源機構の人的な面があって、事業が思うように進まなかったということから減額になったということである。
- 副委員長 緑資源機構は具体的には忘れたが、昨年トップの談合汚職等で新聞をにぎわせたところであるが、結局必要があって予算化をした。予算化した緑資源機構の事情で遅れたというが、来年度この部分をやるという話になっているのか、また緑資源機構というのは余りにも無責任でこの責任をどうとってくれるのか。市ではそれに対応して書類を作成しているのに、その辺を含めて緑資源機構に対する考え方等をお聞きしたい。
- 多田課長 この受託事業については、滝川市から事業の計画を上げて、その中から緑資源機構のほうから今年度分の事業はこの事業といった当初の段階から進んでいくという流れである。先ほど話したように追加で出てきた分については、整わなかった面があると思っている。それで、今後については、緑資源機構と滝川市が各自自治体から上がってきた要望の実施に向けて詳細に今まで以上に十分詰めていく必要があると考えている。事務作業の流れとか、今のところ4月にならないと最終的な金額が固まらないとかの事情もあるので、その点をもう少し早

めに事務事業を進めていって当初予算で、ほぼ的確な予算が持てるような形で事務が進められるように詰めていきたいと考えている。それと、19年度事業については、20年度に実施を予定したいと今のところ要望を上げている。

委員長

他に質疑はあるか。(なし)

(4)について報告済みとする。(5)について説明を願う。

#### **(5)平成19年度一般会計補正予算について**

長瀬室長

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わった。質疑はあるか。

窪之内委員外議員

こういう形をとらないと差金についての処理が無理なので、社会福祉事業振興基金でそらぷちキッズキャンプへの支援を目的とした基金としたところに入れてやらないと会計処理上無理ということで理解していいのか。

長瀬室長

委員の言われるとおりで。寄附金としていただいているので、それを単年度処理という形にならないので、翌年に繰り越してそらぷちの森づくり事業に使っていききたいと思っている。

委員長

他に質疑はあるか。

副委員長

参考で書いてもらっているが、支援を目的とした基金の寄附金額が1,795万7,464円、きょう現在で932万8,000円入っているが、これは店頭の募金箱を含めたものと思うが、1,795万円の内訳を教えてください。

長瀬室長

寄附金額のきょう現在までの額については、932万8,000円は入っていない。内訳については、手持ちの19年度の資料で、439万5,233円となっている。個人、団体等から入って件数的には12件である。先ほど言った募金箱については、そらぷちキッズをつくる会のほうに入っている部分である。

委員長

他に質疑はあるか。(なし)

(5)について報告済みとする。

滝川市経済部の特例について(6)、(7)、(8)と条例関連なので3つまとめて報告願いたい。(6)について説明を願う。

#### **(6)滝川市経済部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例の制定について**

中嶋部長

私どものミスで資料がないが、今議会に提案の予定をしている公の施設の指定管理者の指定について、口頭で説明させてもらう。今申し上げた管理期間の特例に関する条例を適用したいとする滝川ふれ愛の里及び池の前水上公園の一部であるパークゴルフ場の2施設についてであるが、滝川ふれ愛の里及びパークゴルフ場については、一昨年の4月から1年ごとに株式会社滝川グリーンズを指定管理者として暫定的に管理を担っているところである。株式会社滝川グリーンズは、滝川ふれ愛の里の管理運営を目的に設立された会社であり、市が会社の設立に大きく関与して管理業務や運営体制についてもこれまでに実績があるところで、さらには経営改善計画を着実に進めており平成19年度会社の営業年度では第13期になるが、黒字決算が見込まれることから、引き続き管理運営を行うことが適当であると判断されている。あわせてパークゴルフ場も当該施設に隣接されており、一体的かつ効率的な管理が可能であるということから平成20年度においても、適合方針に基づいて2施設を株式会社滝川グリーンズに指定管理者として指定したいとするものである。ここで昨年も説明申し上げたが、なぜ1年間の特例かということであるが、先ほど申し上げたとおり、平成19年度においては、黒字決算の見込みである。平成17年度においては1,100万円

を超える損失を計上していた。過去において何度か赤字決算もあったことから、平成17年度において、抜本的な見直しを行い、現在、経営改善計画の着実な実行を進めているところである。そんな中、指定管理者を指定するに当たり、なお一層の経営改善、コストの見直しによる収支改善を求める必要があり、指導も含めて注視する必要があるという判断から、引き続き平成20年度においても管理期間を1年とすることが、適当と判断したところで指定期間の特例を受け、1年間とする議案を第1回定例会に提案したいとするものである。

委員長

説明が終わった。質疑はあるか。(なし)

(6)について報告済みとする。(7)、(8)について説明を願う。

**(7) 滝川市丸加高原健康の郷条例及び滝川ふれ愛の里条例の一部を改正する条例について**

野澤主幹

(別紙資料に基づき説明する。)

この施設は収益性の高い施設であることから、丸加高原においては、昨年からは指定管理、ふれ愛の里については、2年前から指定管理をし、企業努力の中で進めていただいているが、収益性の高い施設ということから、現行の条例の中で、料金の問題等々を含めて効率的な運営を図っていききたいということが最近指定管理者から上がってきた。売り上げは上げなければならない、収益性を高めなければならないということから、柔軟な営業活動の支援をするために今回一部を改正したいということである。具体的な中身であるが、現状の条例の中に利用料金というものがあり、その利用料金の減免条項の一部追加をしたいということが主旨である。この中身においては、現行の条例の中においてなかなかでき得ない条例からはみ出すというよりも減額といった問題があつて、例えば両施設とも宿泊機能を持っている。いろいろな入浴施設等、休憩等及び料金等もある。さらにふれ愛の里にはコテージなどもあり、収益性を高めるとなると現行の料金を若干閑散期においては減額をするとか、場合によっては周辺のスポーツ施設等と食事、宿泊パックプランなども改めるなど指定管理者側から若干要望が出てきている。その中において、一件審査の中でそれぞれ指定管理者側から申請をいただいてそれを承認していくという条項を設けてみたいということが提案の趣旨である。ふれ愛の里に関係することであるが、施設の設置以来条例がそのまま続いている料金体系においては、それぞれの施設の利用用途によって、例えば、基本時間3時間とか4時間と決まっているが、だいたいこれに見合う利用をいただいていたが、中には団体によっては、それを超えた時間を利用したいという者がふえてくる可能性が出てくるので、それを超えた場合の利用者に対する利便を図るということから、若干料金等も指定管理者で提案をいただいて、それを市のほうで承認をしていくという形の中で、今回この二つを改正をしたいと考えている。もちろん収益を上げなければならない会社であるから、企業としてもあらゆる経営努力をしていただいて指定管理をしたという効果も行政として期待していきたいということから、今回この二つの改正案を条例として改正をしたい。

**(8) 滝川市商工業振興条例の一部を改正する条例について**

長瀬室長

(別紙資料に基づき説明する。)

改正の主旨は、工場等の立地に対する助成ということで、現行の制度を改めて新たな助成制度を再構築するために改正したいという主旨である。改正案の内容だが、現在社会経済状況が変化をする中で、企業ニーズに対応した助成制度

にしたいということがあって、現行の助成制度は土地取得助成金と、固定資産税に対する助成ということで行っているが、特に土地取得助成については企業にとって資産価値を満たすものでなくなってきたということがあり、先の議会で議決した部分のカナモトさんの例がよいように、なかなか企業としても投資対象としてもなっていない状況である。こういったことを踏まえて新たな部分として、今度は対象業種の製造業、IT関連、試験研究機関を対象業種とした設備投資に対する助成と雇用に対する助成制度を創設したいとするものである。それと、その両制度に合わせて加算という形の中で、食料品製造業などの重点産業、指定地域を設けて基本額に上乘せした形で助成をすることによって、産業集積を誘導したいというものである。助成要件並びに助成内容については、記載のとおりで行いたい。なお、雇用に対する助成については、設備投資に対する助成の上乗せという形で市内に居住する新規雇用者の年間給与の7%を上乗せしていきたいと考えている。

委員長  
副委員長

説明が終わった。質疑はあるか。

① 丸加高原と、ふれ愛の里であるが、一回一回条例改正になるということで、料金の減免制度や、時間の上限とか、こんなに枠が厳しいとは思っていなかった。市長が許可すれば変えられる気がするが、あえてこういう条例になって出てきたのはなぜか。

② 商工業振興条例の改正は、かなり大幅な転換になるが、どういうふうはこの計画をつくってきたのか、建設業協会、商工会議所及びその他、道に相談してきたと思うが、この新条例を構築した経過について伺う。

野澤主幹

① 実はこの条例は、通常今のこの現状の中に、例えば指定管理者から必要と認めた場合申請があって減額するというのは、すべておしなべて全員に料金が下がるという対処しか条例では改正ができない。そういうことから、例えば先ほど具体的な事例を申し上げたが、そういう可能性のあるものを今回この条例を改正して、指定管理者から柔軟にこういうことはどうだと減額の金額も決まっていないので、新たな経営内容なり企画書が上がった段階でその内容の減額等も含めて、柔軟に対応できるように改正をしたというのが主旨である。今の条例の中ですべて飛び抜けてできるような状況になっていないので、そういうことで今回改正した。今後も1件の条例改正ではなく、幅を持たせていただいたということが今回の改正の主旨である。

長瀬室長

② 経過等であるが、先ほど申したとおり土地助成という部分の中で、土地固定資産税の部分の中で見たところであるが、先ほど説明したように土地の資産価値というものが下がっている。進出する企業にとってもメリットがないということが今起こっている。また、北海道土地開発公社の土地についても、現在、長期借地権の導入が図られており、取得するケースばかりではなくなってきた。土地については、会計基準が国際基準になったことによって、用地の販売方法の再構築が必要になってきているということから、この土地要請についての部分を、やはり変えていかなければならないと考えていたところである。その場合に出てくるのが進出してくる企業、また、市内の移転増築する企業にとっては、設備投資ということが軽減を望むところで、ほかの近隣の市町と比べた中でも今回の固定資産税課税標準額が7%というのは、約5年分の固定資産税の減免となることから、他市と比べても有利性を発揮することから改正を図りたい。また、雇用に対する助成については、社会保険、厚生年金雇用保険等の企

業負担が約14%あることから、半分程度を助成することによって企業進出のメリットを訴えたいということと、市内居住を条件とすることによって、地元消費の拡大はもとより、市民税であるとか、地方交付税の税収増が期待できるといったことから雇用の助成の部分を上乗せして考えていきたいと検討した。

委員長

他に質疑はあるか。

窪之内委員外議員

① 商工振興条例の適用改正月日を書いていないが、例えば4月から稼働することになるのか。

② ホクレン滝川スワインステーション種豚センターの周期雇用は地元を含めて雇用しているが、ここにも対応するようなものなのかどうか。

長瀬室長

① 改正は、20年4月1日を予定している。

② ホクレン滝川スワインステーション種豚センターについては、産業分類が農業であるということから助成対象外である。

委員長

他に質疑はあるか。

副委員長

新しい助成制度、はっきり言ってわからない。進出したい人が見ればわかると思うが、固定資産税課税標準額の7%、固定資産税というのは1.4%なので5倍すると7%だとわかるが、今までのように土地代の50%という坪1万円で1,000坪。あの辺では500万円、資産というのだいたい何百万とか、今中央工業団地がまだ残っているのか。流通団地も空いているが、あの辺りで例えば移設で3,000万円、5,000万円くらいだといくらかの金額資産の例があればよいか伺う。

長瀬室長

例えば評価額という形の中で、建物それと設備関係、工場の機械等に要した場合の、例えば10億円を投資したと仮定すると、約評価額は7掛けくらいになる。ということは、7億円の評価額になり、そのうちの助成率が7%ということになるので4,900万円という形になる。建物と設備投資の機械等に要した部分の固定資産税という評価額の中でさせていただきたい。ちなみに、例えば17年にマツオが移設した場合だと投資助成が573万円程度になっている。

委員長

他に質疑はあるか。(なし)

(7)、(8)について報告済みとする。(9)について説明を願う。

#### (9) 中心市街地活性化基本計画について

千田室長

滝川市中心市街地活性化基本計画であるが、第9回の経済建設常任委員会で報告したが、内閣府において平成20年1月22日付けで、全国7カ所が正式に計画書の受け付けをした。それに伴い2月7日内閣府のほうから北海道担当ということで、参事官が1人、参事官補佐が2人滝川に来られて現地視察をされた。当日については、市長との面談、中心市街地活性化の関係者との面談終了後、現地視察ということで中心市街地の状況、滝川ホール、駅前ひろばく・る・る、親子ひろばとんとん、滝川消費者協会及びアートチャレンジ滝川などの取り組みについての説明、さらに病院等の事業についても説明をし、当日5時ころ終了したので報告する。

委員長

説明が終わった。質疑はあるか。(なし)

(9)について報告済みとする。(10)について説明を願う。

#### (10) 「滝の川地域の振興をはかる会」の設立について

吉井課長

これは、滝の川地区の大型店の撤退に伴う地域の方たちでの誘致を中心とした活動であるが、会を結成したということで、新聞報道等で承知かと思うが、2月6日にJAに要望、2月13日に市長、それから市議会に要望ということで実

施している。その中身について報告する。2月6日のJAへの要望については、JA側の社長のコメントとしては地域の皆さんの抱える切実な問題は十分理解しているし、相談してくれてありがたいことと思っている。ただ、ジョイ、カウボーイという大きな店2店とコンビニも地域から撤退しているが、撤退した原因というものを住民の皆さんもよく考えてほしいというコメントがあった。ただ、JAサービスという店舗展開している農協の会社、JAサービスというが、まだ創設して1年にも満たない株式会社ということで、1つの事業体として店舗進出を判断することが難しく、厳しい問題もあるということをお願いしたいということであった。地場の農協としては、逃げるわけにはいかない問題であるとも考えているので、今後少し精査させていただきたいとの話だった。最後、地元の皆さんの要望の中には、市が店舗誘致に関して助成金制度を設けるとかそういった要望等もあった関係についてのコメントとしては、JAとしては独立した株式会社であるので、市の助成があるとかないとかそういったことでは判断はしない。あくまでも採算が取れるかどうかで判断をする。従って市が仮に助成制度を設けたとしても受ける気はないといったコメントだった。2月13日の市長への要望については、市長が店舗確保についての助成制度等については、なかなか難しい問題もあると思うが、皆さんとスクラムを組んできちんと市としても一生懸命対応する。要請をしに行くべき場所には市としても要請をしに行く。店舗の誘致については積極的に市も努力すると返答していた。さらに市長はつけ加えて営利企業の出店とは違う別な形の地域主導での何か仕組みが考えられないのかと地域の皆さんに投げかけもしている。そういうことであれば、応援する仕組みも考えられるのだがともコメントをしている。JAにも市長として会いに行きたいと話していた。そういう経過であるが、それを受けて昨日市長とJAで時間は短かったが懇談をした。市長としては、こういった要望についてJAとしてはどうなのかといった打診もしたが、時間がほしい、精査させてほしいといったJA社長側からのコメントであり、もう少し時間がかかるということであった。また、あわせて市長のコメントとして、JAに対して市も地元の町内会の皆さんとは、きちんと協力体制をとってこれからも努力していくのでJAも何らかの形で協力してほしいし相談にも乗ってほしいとの要望も出している。この問題については、まず滝の川の住民の皆さんがJAの店舗を誘致したいということを第1次にして行動することが確認されているので、現段階ではJAさんの答え待ちということ。また、コンビニの答え待ちということもある。今はこういった状況である。引き続き市としては、この滝の川地域の振興をはかる会と連絡を取って積極的に地域の皆さんの相談にも乗って対応していきたいと思っている。

#### 委員長

前後したが、私のほうからもこのことに関して報告させてほしいと思うが、1月20日付けで準備会の代表の泉田さんから、経済建設委員長、副委員長あてに設立総会への案内をいただいて、お話ししたかも知れないが、1月30日に滝の川地域の振興をはかる会の設立総会に副委員長と一緒に出席をした。その中であいさつをする機会があったので、あいさつの中で、私も同じ江部乙地区の中で店の問題では、過去からいろいろ経過もあるし、ちょうど今の滝の川地区の皆さんは5千5、6百人くらいですか、私のところは4千5、6百人であるから、だいたい千人違いぐらいの似通った地区で滝の川もそうだ。JAの店舗が2カ所ある中で状況としては厳しい。参考に申すが、うちの地区としてはやは

り買い物に行かなければ店がなくなるのだということを基本に置いて、市民の皆さん方と折に触れて皆で買い物に行こうと話しながらその店を守ってきたといった経過もあるし、これからもこういう気持ちは変わらないと、いろんな事情もあるけれども、企業は利益が上がらない所は当然商売にならないから撤退するということになるが、やはり地域の皆さん方が真剣にその店を守って行くのだと、また地域を守るんだという気持ちが一致団結しないとなかなか難しい問題ではある。とにかく私ども委員会としても委員会の中で意見がいろいろと出ているので、担当はしっかりとこの問題については対応するようにということで、この30日の設立総会であったが、私は皆さんの意見をしっかりと聞きながら帰りたいという話をさせてもらった経過がある。その流れを組んで、いろいろと議長の要請、あるいは市長だとかもろもろの要請に入ってきて、ただいま吉井課長が報告した経過になっていると考えている。私どもの江部乙地区もそうだが、非常に地理的に広範囲に東西に長く民家が点在している中で、非常に難しいところと考えているが、総体的に考えていく会にしたいということであるから、ぜひ皆さんの要望にこたえられるような結果が得られればよいという期待はしているが、反面なかなか難しいという気もする。とにかく当日は私ども2人参加をさせていただき帰ってきた。皆さんから何かあるか。

副委員長

市長がこの会に対して懇談を持ったときに言われた店舗確保については難しいがという意味が、誘致ということについてはそう簡単にいくことではないという意味だと思うのであるが、営利企業ではなく地域主導の形を考えられないかということ語った。市長たるもの一定のイメージを描いてこういう言葉を使わなければだめだと思う。地域主導でうまくいけば苦勞は何もいらぬわけで、どんなイメージを市長は描いて言ったのかと部長や課長は考えておられるのか。直接市長にどういうイメージかと質問したわけではないが、想像だが、この地域はライフサポートといって清水議員もご存じと思うが、住民の自治組織でリーダーもいて、美幌でおじいちゃんおばあちゃんたちが自分たちで経営していたバジルというコンビニを見たり、すごく積極的にいろんな所を見てきている。市長の地元の町内会であるから市長も知っていると思うが、そういった地域の皆さん方、商店とか仕入れ先の皆さんと会話をしたり、場所を確保したり、協力体制をスクラム組んでやるといったイメージでないのかと思っている。そういった試みに対して何か国とか道の補助金みたいなものはないのかと言っているのでそういう形をイメージしているのではないかと思う。また住民の方たちも積極的な方が多いので、私たちもしょっちゅう泉田会長のところに行ったり来たりして、何かいい方法はないかと、これはあくまで店舗誘致の話がだめだったときの話であるが、そういった2次、3次の策についても地元の皆さんと意見交換している最中である。

吉井課長

副委員長

地元の方たちは決して店舗経営の専門家ではないし、行政の専門家でもないし、こういう話をするときはこういう例があるとか、こういう制度があるということを示しながら話さないと、聞くほうは市長が本当に力を出してくれるのかと、何か一般論だけ言って帰ったのは、地元に対してはよくなかったと思う。経済建設常任委員会の10月の道外視察では、荒尾市に行ったときにこういう形態がたくさんあった。例えば、コンサルタントを3年間雇うとか、あるいは企業組合といった形で5人、10人または20人が共同で経営するとそういう農産物直売所、加工などいろいろなことをやっていた。こういうことを言うのであれば、

どうしても必要だということであれば、もっと早い段階で制度をしっかりと調べて計画的に、こういうことをやろうと思えば何年もかかるから、そういうことも必要だし地域にとってはすぐにでもほしいわけで、そういうことを考慮して市民が納得できるような市としての行動を求めたいと思う。特に答弁はほらない。

委員 長  
窪之内議員

他に質疑はあるか。

① ここに議長への要望したときのものがあり、滝の川地域の振興をはかる会の会長は泉田さんになっていて、一緒に町内会の署名簿が添えられているが、該当地域の町内会がすべて入っていると理解しているのか。みずほ団地の関係がどこに入っているのかといったことがわからないが、面として全部の町内会を含めた町内会になっているのか。役員会をつくられて会長の名前はあがるが、役員というのは全体の地域を網羅した役員になっているのか。泉田さんの滝の川東のほうが活発に動いているような気がして全体が動いているのかといったことが私は判らない状況なので伺いたい。

② JAの回答を待っている状況ではないかということも言っていたが、回答はいつぐらいまでの時期にといつた約束があるのか伺いたい。

吉井課長

① エリアについては泉田会長は滝の川東であるが、副会長は佐藤さんという方でみずほ団地の会長で、エリアとしては東も西も巻き込んだ形で組織づくりをしている。西の町内も振興を図る会には入っているし、懇談の中にも出席されているので、エリアとかについてはもう一回地元の方に確認させてもらいたいと思う。

② 回答については、いつとは明言はされていなかった。

委員 長  
水 口

ほかに何かあるか。

議長への要望は、議長が上京中ということで私が受けさせてもらったが、今の町内会の全町内を網羅しているのかといった点については、要請された方から詳しく話を伺った。みずほ団地に関しては、町内会というのが解散して自治会的なものしかないということで、町内としての登録がないのでこの署名簿にはない。農村地域にもかなり小さい町内会もあるが、連合町内会、いわゆる町連協に加盟をしていないということから、その辺もなかなか統率が図れないということから、この署名の中になくというような説明で伺っている。

委員 長  
副委員長

ほかに何かあるか。

ただ、設立総会に行ったときはその話題も出たが、みずほ団地の方が2人ほど来られて、我々もお金を出したいが1棟1棟出すのかと尋ねられ、各棟の班会があるようで、会長としての判はないけれど気持ちで入っているということだいいと思うとのことであった。

委員 長

他に質疑はあるか。(なし) (10) について報告済みとする。

## 2 第1回定例会以降の調査事項について

第1回定例会以降の調査事項については、別紙のとおりでよいか。(よし)

## 3. その他について

何かあるか。(なし)

## 4. 次回委員会の日程について

次回委員会は、正副委員長に一任することによいか。(よし)

以上をもって、第10回経済建設常任委員会を閉会する。

閉 会 11:34